

議案第 10 号

議決第 号

始良市中小企業・小規模企業振興基本条例制定の件

始良市中小企業・小規模企業振興基本条例を制定したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2020年（令和2年）2月17日提出

始良市長 湯元敏浩

始良市中小企業・小規模企業振興基本条例

始良市は、県本土のほぼ中央部に位置し、県都鹿児島市をはじめ、県内主要都市に隣接するという地理的条件や交通の利便性に優れ、美しく豊かな自然にも恵まれていることから、交通の要衝として様々な形態の企業が集積するまちとして栄えてきた。

また、高度経済成長期に交通インフラが整備されたことを背景に、卸売業、製造業を中心とした企業の進出が相次ぎ、県内有数の産業集積を誇っている。

しかしながら、経済のグローバル化による社会構造の変化、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来など、企業を取り巻く環境は大きく変化してきており、これまで地域社会を支えてきた中小企業・小規模企業の活力の低下が懸念されている。

このような中で、中小企業・小規模企業が成長発展していくためには、事業者自ら創意工夫し、経営の向上のために努力を払うことが必要である。そして、中小企業・小規模企業の振興が始良市の発展に欠かせないものであるという認識を、企業はもちろんのこと、市民や行政も共有することが重要である。

以上のことを踏まえ、中小企業・小規模企業を振興する上での企業、行政、関係機関の関係を明らかにし、成長発展に向けた取組を関係機関が一体となって継続的に推進することにより、中小企業・小規模企業の振興を図り、地域経済の活性化と市民生活の向上を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、本市経済において重要な役割を果たす中小企業・小規模企業の振興の基本となる理念を定めるとともに、市の責務、議会の役割、中小企

業者及び小規模企業者の努力、関係団体の協力等を明らかにし、中小企業・小規模企業の成長発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 大企業者 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 経済団体 商工会、中小企業の振興を図ることを目的とする団体及びその連合会であって、市内に住所を有するものをいう。
- (5) 金融機関 市内に本店又は支店を置く金融機関をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業者及び小規模企業者の創意工夫及び自主的な努力を基本としながら、市及び前条各号に掲げる者が相互に連携して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の振興を図るための施策を総合的に実施するよう努めるものとする。

- 2 市は、経済社会情勢の変化に即応した中小企業・小規模企業の経営の革新や事業承継及び新規創業者の育成を図るよう努めるものとする。
- 3 市は、中小企業・小規模企業の事業活動に必要な人材の育成及び確保に努めるものとする。
- 4 市は、資金供給の円滑化を図ることにより、中小企業・小規模企業の経営基盤の強化を促進するよう努めるものとする。
- 5 市は、中小企業・小規模企業の振興が本市の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を広く市民へ周知するよう努めるものとする。

(議会の役割)

第5条 市議会は、中小企業・小規模企業の振興に関し、市の事務執行の監視及び評価並びに政策提言に努めるものとする。

(中小企業者及び小規模企業者の努力)

第6条 中小企業者及び小規模企業者は、雇用機会の確保、人材の育成、福利厚生
の充実その他雇用環境の整備に努めるものとする。

2 中小企業者及び小規模企業者は、社会経済情勢の変化に応じて経営の革新、
経営基盤の強化等に積極的に努めるものとする。

3 中小企業者及び小規模企業者は、その事業活動を通じて地域の活性化に資す
るよう努めるものとする。

(経済団体の協力)

第7条 経済団体は、中小企業・小規模企業の経営革新及び経営基盤の強化に積
極的に取り組むとともに、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する
施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の協力)

第8条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員と
しての社会的責任を自覚することはもとより、中小企業者及び小規模企業者と
連携してその振興及び地域経済の活性化に貢献するよう努めるものとする。

(金融機関の協力)

第9条 金融機関は、中小企業者及び小規模企業者に対する円滑な資金供給等に
協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第10条 市民は、中小企業・小規模企業の振興が本市経済の発展及び市民生活の
向上に果たす役割の重要性を理解し、市内で生産、製造又は加工された製品の
購入及び市内で提供されるサービス等の利用促進に努めるものとする。

(小規模企業者への配慮)

第11条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、
特に小規模企業者に配慮し、積極的な施策の実施に努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、第4条に規定する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講
ずるよう努めるものとする。

(中小企業者及び小規模企業者の意見の反映)

第13条 市は、中小企業・小規模企業の振興の施策の実施に当たっては、その施策を効果的に推進するため、必要に応じて、関係団体の意見を聴くものとする。

(その他)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。